

2022 年 12 月 26 日

東北経済産業局

福島県福島市「高湯温泉」地域団体商標に登録

特許庁は、福島県福島市の「高湯温泉」を地域団体商標に登録しました。地域団体商標は全国で 742 件登録されています。福島県の地域団体商標としては 11 件目です。

1. 商標及び出願人

商標: 高湯温泉

登録日: 2022年12月8日(商標登録第6649692号)

出願人: 高湯温泉旅館協同組合(法人番号 9380005001006)

福島県福島市町庭坂字高湯25番地

2. その他福島県の地域団体商標

商標	登録番号	登録日	権利者
南郷トマト	第5015204号	2007年1月5日	会津よつば農業協同組合
土湯温泉	第5016614号	2007年1月12日	土湯温泉旅館事業協同組合
会津みそ	第5122652号	2008年3月28日	会津味噌協同組合
大堀相馬焼	第5295759号	2010年1月22日	大堀相馬焼協同組合
なみえ焼そば	第5934383号	2017年3月24日	浪江町商工会
会津田島アスパラ	第5963077号	2017年7月14日	会津よつば農業協同組合
会津山塩	第5984681号	2017年9月29日	会津山塩企業組合
奥会津金山赤カボチャ	第6034692号	2018年4月13日	金山町商工会
伊達のあんぼ柿	第6046830号	2018年5月25日	ふくしま未来農業協同組合
会津本郷焼	第6333681号	2020年12月23日	会津本郷焼事業協同組合

3. 地域団体商標について

地域団体商標制度とは、地域ブランドを適切に保護することにより、信用力の維持による競争力の強化と地域経済の活性化を支援することを目的に、地域の事業協同組合や農業協同組合等の「地名＋商品(サービス)名」からなる商標について、特定の要件を満たした場合に登録を認める制度です。

4. 地域団体商標に関する情報について

地域団体商標の活用事例、全国の地域団体商標は下記のホームページを御覧ください。

地域ブランドの保護は、地域団体商標制度で(特許庁ホームページ)

<https://www.jpo.go.jp/system/trademark/gaiyo/chidan/>

TOHOKU 地域ブランド(とうほく知的財産いいねっとホームページ)

<https://www.tohoku.meti.go.jp/chizai-enet/support/brand/showcase.html>

(本発表資料のお問合せ先)

東北経済産業局 地域経済部 産業技術革新課 知的財産室長 青柳

担当者:家永

電 話:022-221-4819(直通)

「高湯温泉」について

1. 出願日:2022 年 1 月 12 日(出願番号:商願 2022-002548)
2. 登録日:2022 年 12 月 8 日(登録番号:商標登録第 6649692 号)
3. 出願人:高湯温泉旅館協同組合
4. 指定商品及び区分:福島県福島市高湯温泉地区における温泉浴場施設を有する宿泊施設の提供、福島県福島市町庭坂字高湯・神ノ森・湯花沢における温泉浴場施設を有する宿泊施設の提供(第 43 類)
福島県福島市高湯温泉地区における温泉浴場施設の提供、福島県福島市町庭坂字高湯・神ノ森・湯花沢における温泉浴場施設の提供(第 44 類)
5. 特長:
高湯温泉は、福島県福島市の西側、吾妻山の中腹標高 750 メートルに位置する、いわゆる秘湯と呼ばれている温泉地です。山岳観光道路の磐梯吾妻スカイラインの福島市側入り口そばにあり、温泉宿が 6 軒と共同浴場が 1 軒ある小さな温泉地です。
古くは蔵王高湯、白布高湯とともに奥州三高湯として栄えてきた濁り湯の名湯であり、四百年の温泉営業の歴史があります。
白濁の硫黄泉は、加水も加温も一切されていない 100%源泉かけ流し温泉です。地区のすべての温泉浴槽が源泉かけ流しであり、地域をあげて 2010 年に「源泉かけ流し宣言」をしています。
豊富な湯量と薬効の高い温泉が自慢であり、温泉そのものを旅の目的として来訪するお客様が多く、全国温泉地満足度ランキングにも多数 1 位を獲得しています。



【文章及び写真提供】 高湯温泉旅館協同組合